

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
仕様書

令和6年2月

津山市こども保健部子育て推進課

1 業務の名称

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

3 委託業務内容

業務内容は、次のとおりとする。ただし、国の通知や指針、津山市子ども・子育て審議会の意見等を踏まえ、詳細について変更が生じる場合がある。

なお、第3期津山市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含するものとし、各法の趣旨を踏まえた内容となるよう各業務を行うこと。

また、計画策定にあたっては、こども大綱も踏まえ、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定されている「市町村こども計画」に対応できるよう、こども施策について一体的な計画となることを前提とする。

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の子ども・子育てに関する生活実態や要望について、調査票を設計し、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア 調査対象者及び標本数

① 就学前児童の保護者 2,000 票

② 小学生児童の保護者 2,000 票

※調査対象者及び標本数については、あくまでも案であり、受託者からの提案を基に、双方協議の上、決定する。

※調査票については、国の基本方針や前回計画策定時に実施したアンケートの内容を踏まえ、本市独自の設問を加えること。また、調査票は、津山市子ども・子育て審議会の意見も踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行うこと。

イ 調査対象者の抽出及びデータの提供

委託者が住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出し、宛名ラベルを作成し受託者に提供する。

ウ 調査方法

調査票は、郵送配布・郵送回収とし、調査票の作成・印刷、発送用封筒、返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入、封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。また、発送及び回収にかかる郵送費等の費用は受託者負担とする。なお、回収率は45%程度を想定している。

エ 調査実施期間

令和6年5月から8月までの間に行うことを予定している。

(2) 報告書の作成

(1)を反映し、集計結果から見た全体像や設問別の分析をまとめ、ニーズ調査の報告書を作成する。

(3) 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査の結果及び第2期津山市子ども・子育て支援事業計画の取組への評価などを整理して、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出する。

(4) 需要量の推計・確保量の検討

ニーズ調査の結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に、本市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、本市の施策意向、津山市子ども・子育て審議会の審議経過などを加味し、計画における各種事業の確保量の検討を支援する。

(5) 目標量の設定

ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、本市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、本市の施策意向、子ども・子育て審議会の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(6) 計画骨子案の策定

(1)～(5)の結果、国の通知や指針、津山市子ども・子育て審議会の意見等を反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(7) 計画案の策定支援

(1)～(6)の結果を反映し、第3期津山市子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(8) パブリックコメントの実施支援

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画案に関して本市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(9) 計画書及び概要版の作成

第3期津山市子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

(10) 本業務に関する全国的な情報収集・提供

子ども・子育て支援法等の関係法令や国が策定したこども大綱等との整合を図るため、その内容について把握し、助言すること。

4 成果物

- (1) 調査報告書の電子データ一式（ワード又はエクセル及びPDF） CD3部
- (2) 計画書 A4版 120ページ程度 表紙4色刷り、本文2色刷り 350部
- (3) 計画書概要版 A3版二つ折り両面印刷 4色刷り 8,000部
- (4) 計画書及び計画書概要版の電子データ一式（ワード又はエクセル及びPDF）
CD3部

(5) 納品期限 令和7年3月25日(火)

5 その他

- (1) 本仕様書について生じた疑義及び本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他本業務の実施に要する経費は全て受託者の負担とする。